

令和5年度 第2回小児医療体制検討部会 (Web会議)

- ・日時：令和5年10月18日（水）15時から16時
- ・委員出席：6名出席（委員総数9名）

【事前説明】

- ・大阪府情報公開条例第33条に基づき公開で実施し、YouTubeによる同時配信とする。

■検討事項

(1) 第8次大阪府医療計画（小児医療）の策定に向けた検討について

（資料1-1、1-2、1-3に基づき、事務局から説明）

（意見）新興感染症拡大期にはどこが病床のコントロールをするのか。

（事務局）コロナを踏まえて、まずは府が一元的に管理することを想定している。

（意見）確保病床には一定の強制力が働くのか。

（事務局）協定という形をとっている。より強毒な感染症などの場合は協定の限りではない。

（意見）コロナ第8波で診療所から患者があふれて混乱した。そのような場合には中央集約的な診療を臨時に設けるなどの対応が必要ではないか。

（事務局）現時点では発熱外来や検査体制の早期確保について書かれているが、詳細に課題に対しては記載できていない。次の感染症のとき対応やフローについては、このような会議の場で検討させていただきたい。現在、医療機関に対して調査を行っている。

（意見）コロナでは小児科が成人診療に駆り出された。今後、小児の緊急事態に成人科の医師に協力してもらえようような構造や、休日診療所の機能分担などが必要ではないか。

（事務局）ひっ迫時の小児医療提供体制には多くの意見を頂いている。小児であるため府下1か所となると遠くて親が子を連れて受診できないという問題も生じるため、地域で、軽症・無症状、感染症以外は一般の小児科の病院や診療所にご協力をいただく、あるいは基礎疾患があって重症化しそうな方については、地域医療センターにご協力をいただく形で考えている。

（意見）夜間の一次診療に医局から人員を派遣しても、開業医の先生にお手伝いいただけない。そこを開業医の先生に協力していただけると医局員を説得しやすい。

（意見）感染症拡大時だけでなく、災害時のリエゾン活動やベッドコントロールについて具体化できていない。

（意見）コロナにおいてもNMCSやOGCSは有用であった。これは、普段からベッドコントロールを行っていたからこそ。

（意見）ガンマグロブリン製剤の枯渇や、災害時の入院調整には情報を共有できるシステムがあればよい。

（事務局）大きな方向性として、第8次の医療計画の内容はこれでご承認いただいたと理解させていただく。多数ご意見を頂きましたので、感染症予防計画に所管している部署とも連携しながら、更に内容は整理させていただく。

閉 会